

市川市市民マナー協力団体に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（以下「市民マナー条例」という。）の推進を図るため、市との協働により地域の見回り活動や清掃活動等を通して市民マナー条例を推進する団体で市に登録した団体を、市川市市民マナー協力団体（以下「マナー協力団体」という。）と称し、その団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 マナー協力団体が市との協働で行う活動（以下「活動」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地域の巡回及び生活環境が悪化している場所についての情報提供
- (2) 路上等に散乱している吸い殻や空き缶等の清掃
- (3) その他、市民マナー条例の推進に関わる活動

2 前項の活動は、概ね5名以上で行うものとする。

(登録の要件)

第3条 登録できる団体は、前条に規定する活動を積極的に行い、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内において活動している非営利の市民団体
- (2) 市内に店舗等を有する事業者
- (3) その他、市長が認めた団体

(登録方法)

第4条 登録を希望する団体は、市川市市民マナー協力団体登録申込書（様式第1号）及び参加者名簿（様式第2号）に必要事項を記入し、市長へ申し出るものとする。

(登録受付)

第5条 登録の受付は、随時行うものとする。

(登録証の携帯)

第6条 マナー協力団体は、活動を行うときは、市川市市民マナー協力団体登録証（様式第3号）を携帯するものとする。

(支援内容)

第7条 市は、マナー協力団体が行う活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要な物資の貸与又は提供
- (2) 傷害保険（ふれあい保険）の適用

(登録内容の変更)

第8条 マナー協力団体は、登録内容に変更があった場合は市川市市民マナー協力団体登録内容変更届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(登録の終了)

第9条 マナー協力団体は、登録を終了する場合は市川市市民マナー協力団体登録終了申出書(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、マナー協力団体から登録を終了する旨の申し出があった場合又はマナー協力団体としてふさわしくない団体であると認めた場合は、登録を終了することができる。

3 市長は、登録を終了した者に対し、市川市市民マナー協力団体登録終了通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(報酬)

第10条 活動に関しての報酬は、支給しないものとする。

(事務)

第11条 マナー協力団体に関する事務は、市民部市民安全課(以下「市民安全課」という。)において処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて、市民安全課長が決定するものとする。

附則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。